ミャンマー知的財産制度の現地調査の概要報告（第３回）

（日弁連知的財産センター・弁護士知財ネット合同調査）

日弁連知的財産センター
弁護士知財ネット

目　次

第１章　調査の概要
１　緒　言
２　本訪問調査の概要
３　主な訪問先の紹介
⑴　最高裁長官　表敬訪問（弁護士矢部耕三）
⑵　ヤンゴン管区東地方裁判所訪問　（弁護士村田真一、弁護士高橋　淳）
⑶　法務長官府訪問（弁護士矢部耕三）
⑷　科学技術省〔副大臣〕表敬訪問　（弁護士矢部耕三）
《以上、４月号》
第２章　個別報告
１　ワークショップ等の紹介及び解説
⑴　最高裁とのワークショップ報告
（弁護士三村量一、弁護士木村耕太郎、弁護士小野寺良文）
⑵　科学技術省とのワークショップ報告
（弁護士小松陽一郎、弁護士星　大介、弁護士古庄俊哉）
《以上、５月号》
２　ミャンマー税関における水際の現状と将来（弁護士田中 雅敏）
３　日本企業の進出サポート
⑴　JETROミャンマーオフィスのサポート態勢等（弁護士重冨貴光）
⑵　JICAミャンマーオフィスのサポート態勢等
（弁護士松井真一、弁護士山本　匡、弁護士長谷川良和）
⑶　ミャンマー進出企業の視点より（弁護士三尾美枝子）

第３章　総　括
１　ミャンマーの知財関連法案の概要と最新状況（熊谷健一教授）
２　日本政府としての今後の取組みの方向性（熊谷健一教授）
３　弁護士知財ネットとしての今後の取組み（弁護士小松陽一郎）
４　日弁連知財センターとしての今後の取組み（弁護士宮川美津子）
《以上、本号》

2　ミャンマー税関における水際の現状と将来（弁護士田中雅敏）

⑴　訪問の概要（ミャンマー税関内JICAオフィス並びにミャンマー税関）

2016年２月８日午前10時、ヤンゴン市内のミャンマー税関内に設けられているJICAオフィスを訪問し、日本の国税庁から派遣されているJICA専門官である植野修平氏及び中田麻美氏、日本の民間企業からJICAの技術アドバイザーとして赴任されている横山裕司氏から、ミャンマーの税関制度の整備状況や水際取締り、ネットワークシステムの導入に関する状況等をお伺いした。また、この際には、本訪問をご調整下さったJETROバンコクから高田元樹知的財産部長（特許庁）と同知的財産権専門家の澤井容子弁理士もわざわざ駆けつけて下さり、ASEAN全域の知財環境の中でのミャンマーの位置づけなどについて、貴重なコメントを頂いた。

また、同日午後２時から、ミャンマー税関を訪問し、サン・ルウィン副局長（Mr. San Lwin）以下６名のミャンマー税関職員の方々から、同様のテーマについてお話をお伺いした。

（ミャンマー税関庁舎正面のサイン）

⑵　JICAオフィスコメント要旨等

ミャンマーの税関制度の整備については、現在、日本からJICAによる支援が行われている他、日本から電子通関システム（MACCS）の供与が行われ、通関制度の迅速化、汚職防止等の観点にも配慮した、効率的な制度整備が行われているところである。

知財侵害物品の水際取締については、現在制度などを整備している状況であり、すでに対応した事例も存在する。但し、2015年３月17日公布の現行関税法の下では、知的財産権に関する規定の整備が十分ではなく、知的財産権に関する他の法令の整備とあわせて、この点の整備を待っている状況である。また、これらとあわせて、税関職員に対しても、知的財産権侵害物品の取り締まりを行うことが、投資環境の改善をもたらし、将来的にミャンマー経済の発展に寄与するものであることを、他国の実例も交えて、情報提供していく必要がある。

実際の水際取締については、権利者からの申立制度も制度としては存在しているが、広く利用されているとは言えない状況である。これまでにも、商標権侵害に関するものについて、数件の申立がなされているが、実際に摘発に至った例は確認できていない。なお、海賊版等の知的財産権侵害物品の流入元としては、中国からが中心である。

また、税関における課税の前提となる物品の価格については、現在のところ、実際のインボイス記載の価格ではなく、行政において認定した価格を前提とする運用が行われているが、今

後は、申告に基づく課税の方向に進むことが予想される。

（JICAオフィスの皆さんとの意見交換後の記念撮影。写真前列中央の白い服を着ておられるのが植野氏、前列（着席）右端が、横山氏、その左隣で立っておられるのが中田氏、右端の後列が高田部長、前列が澤井弁理士。）

⑶　ミャンマー税関副局長コメント要旨等

ミャンマーにおいても、海賊版等の知的財産権侵害物品の流入が把握できており、その流入元の国は、ほとんどが中国及びタイである。

現行法においても、商標に関する水際差止は運用されており、2015年は、４件の申立があり、いずれも差止を行った。なお、うち１件は、現在裁判所において係争中である。現在のところ、商標については登記制度があり、登記した上で新聞上で公開することによって、一定の保護が受けられる。しかし、水際差止においては、必ずしもミャンマー国内でこのような手続をとっていることが不可欠ではなく、外国において登録されているものであっても、当該国のミャンマー大使館の証明書などにより、権利保有者であることが証明されれば、権利者として扱い、取締を行うことが可能である。

ミャンマーの税関としては、今後の知的財産関連法の制定と、2016年11月からのMACCS供用開始後は、知的財産に関する水際差止等の税関業務についても、より効率的に対応していけるように、現時点で準備を行っている状況である。

具体的には、制度の整備とあわせて、人材育成が急務であり、国内及び国外において、税関職員等に対する知的財産法、真贋判定、具体的な取締の運用などについての研修を行っている状況である。日本からも、すでにこのような点における支援は受けているが、今後も引き続き、さらに具体的なトレーニングを提供してもらいたい。提供されたプログラムについては、積極的に受け入れて行きたいと考えている。

ミャンマー税関としては、知財保護といった点からも効果的な制度運用ができるようにするため、制度の具体的な運用や手続についても、しっかりとトレーニングをしておきたいと考えている。

（ミャンマー税関幹部との意見交換会風景）

⑷　小　括

ミャンマーにおいては、知的財産法制や税関システムなどが整備中であるが、税関としても、これらに積極的に対応し、知的財産権の保護を図ることができる制度と運用を整備していくことに、強い熱意と積極性を持っていると感じられた。

今後は、JICAやJETRO、税関などとも協力しつつ、知財センターおよび知財ネットとしても、実務家である弁護士として、積極的にトレーニングや情報の提供といった点で協力していきたい旨を伝え、感謝をもって迎え入れられた。

ミャンマーの知的財産権保護の枠組整備が、今後着実に行われていくであろうことを予感できる、充実した意見交換となった。

3　日本企業の進出サポート

⑴　JETROミャンマーオフィスのサポート態勢等（弁護士重冨貴光）

２月８日午後２時よりJETROヤンゴンオフィスを訪問した。訪問メンバーは、宮川美津子訪問団長ほか７名の合計８名（熊谷・伊原・三村・矢部・山本・甲斐・重冨（敬称略・順不同））である。JETROヤンゴンオフィスは、ヤンゴン市内中心部のPrime Hill Business Squareに所在し、敷地内に美しい中庭が配された建物内の清潔感のあるオフィスであった。

オフィスに到着すると、JETRO山岡寛和所長が温かく出迎えて下さった。山岡所長のご経歴であるが、JETROご入所後、イタリア（ミラノ）、米国（アトランタ）、ベトナム（ハノイ）等の各オフィスでの職務をご歴任後、2015年10月よりヤンゴンオフィス所長としてミャンマーに着任されたとのことであり、まさに日本企業の海外進出・業務を長年にわたって支えてこられたエキスパートである。

この日はミャンマーでの各種訪問先への訪問開始初日であったが、大変有難いことに、山岡所長からはミャンマーの手解きともいうべく、「ミャンマー最新経済動向」と題するテーマにて、詳細かつ分かりやすく纏められたスライドにご説明を頂くことができた。ご説明の概要であるが、冒頭に、ミャンマーはASEAN諸国随一の親日国であり、今後、日本とのつながりが

益々強くなっていくであろうことが紹介された。続けて、ミャンマーの魅力（豊富な労働力、賃金の低さ、豊富な天然資源等）や、ミャンマーの貿易・産業・政治体制等について、丁寧にご説明頂いた。その際のご説明内容についてであるが、山岡所長より「最新ミャンマー事情」と題する玉稿を本誌３月号（50頁～56頁）にお寄せ頂いたことをご紹介させて頂く。山岡所長の玉稿は、我々訪問メンバーのみならず、ミャンマーに進出済み又は進出予定の日本企業にとって、ミャンマーの最新動向を把握するにあたって大変参考になるものであり、数少ない貴重な資料である。山岡所長には、この場をお借りして改めて御礼を申し上げたい。

山岡所長からのご説明の後に、質疑応答にてやり取りを行った。その中で、ミャンマー知財制度に関するJETROヤンゴンオフィスでの取り組みをお伺いしたところ、現在検討が進められている知的財産関連法案について調査・把握作業を進めているとのことであった。現状としては商標を登録局に登録する制度が存在することから、かような制度を紹介しているとのご説明があった。今後については、知的財産関連法案が成立し次第、模倣品対策をも含めてJETROとして日本企業への情報提供を行うことを予定しているとのことであった。このように、ミャンマーに進出するに際しては、知財面も含めてJETROヤンゴンオフィスが日本企業にとって頼りになる存在であることを改めて確認することができ、とても有意義な訪問であった。

⑵　JICAミャンマーオフィスのサポート態勢等
（弁護士松井真一、弁護士山本 匡、弁護士長谷川良和）

続いて我々は、今回の訪問における首都ネピドーでの科学技術省（2016年４月の中央政府機関再編で教育省に統合）と最高裁判所とのワークショップ（WS）の共催など、訪問の成功に多大なご協力を頂いたJICAのミャンマーオフィスを訪問した。JICAミャンマーオフィスにおいて、中澤慶一郎所長、稲田恭輔次長及び山崎信雄所員に、約１時間に亘り、ミャンマーの現状、日本との関係等についてお話を伺った。

出典：地図、JICA説明資料より。　　（JICAミャンマーオフィスにて）

JICAでは、日本の政府開発援助（ODA）による法整備支援事業の一つとして、今回の訪問でも参加頂いた明治大学の熊谷健一教授を始め多くの専門家の協力を得て、ミャンマーにおける法整備支援プロジェクトを行っており、今回のネピドーにおけるWSの共催もその一環として実現したものである。現行のミャンマー法は、英領インドの下で編纂されたインド法典に基づき、1958年までの制定法を組み込んだ「ビルマ法典」が原則として維持されている。言うまでもなく、母国法である英国、インドを含む他国においては、その間に多くの民商法の改正が行われてきた。これに対して、ミャンマーにおいては、2011年の民主化前は、知的財産権分野を含め、民商法については大きな変更はなかった。したがって、現行のミャンマー法には、必

ずしも現代の複雑・高度化した市場経済に合致しない内容の法律が残存している、又は必要な国内法が存在しないという状況にあるほか、国際条約等との調和も必要になっている。知的財産権分野においては、ミャンマーは、1995年１月１日の世界貿易機関（WTO）の成立当初からの加盟国であり、2015年12月16日にTRIPS協定改正を受諾している。これにより一定の途上国のための猶予期間はあるものの、TRIPS協定を含むWTOのルールに従った知的財産制度を整備しなければならないことになっている。

JICAの法整備支援プロジェクトは、ミャンマーにおいても、知的財産制度を含む、民主化後の法整備において、長期的に大きな役割を果たすことが期待されている。ミャンマーにおけるJICAの体制は、法整備支援プロジェクトの専門家３名（法務省から１名、弁護士１名、業務調整１名）に加え、知的財産権分野の専門家１名（特許庁）がネピドーに常駐するなど、総勢54名の専門家がネピドー、最大都市ヤンゴンなどミャンマー国内に常駐、ミャンマーオフィスに勤務する日本からのJICAの職員等23名と力を合わせ、世界でも有数の規模の陣容で臨んでいる（2016年５月時点）。

また、JICAミャンマーオフィスにおいては、法整備支援事業だけではなく、ODA事業の枠組みを活用して、対ミャンマー経済協力方針「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」に従い、ミャンマーの経済特別区（SEZ）の周辺インフラや法制度を整備することを通じて、雇用創出と産業基盤の基礎を整備し、人材育成のための技術協力も併せて実施している。2014年１月に制定された改正SEZ法に基づき、ティラワSEZ、ダウェー SEZ及びチャオピュー SEZの３つのメジャーなSEZの開発が行われているが、そのうち先行するヤンゴン中心市街地から南東約23kmの好立地に位置する工業団地・商業施設等を総合的に開発するプロジェクトであるティラワSEZにおいては、全2,400haのうち、400ha（ゾーンA）の開発が進行中とのことである。JICAでは、ティラワSEZの開発主体合弁企業である日緬共同事業体（MJTD）に出資するとともに、発電所、通信網、上水等のインフラ施設を円借款によって整備し、またミャンマー経済特別区開発に係る法整備アドバイザーとして専門家を派遣するなど、その中心的役割を果たしている。その結果、ティラワSEZにおいては、先行開発区域「ゾーンA」への予約契約済企業約70社のうち、約半数が日系企業となっている（2016年５月時点）など、ミャンマーと日本の間の経済協力が大きな成果を生んでいる。このティラワSEZは、ミャンマーにおける経済特別区開発のモデルとなっている区域である。

出典：地図、写真ともJICA説明資料より。　（ティラワ経済特別区）

現在のミャンマーの経済状況は、最低賃金法における１日の最低賃金が3,600チャット（2016年５月のレートでは約330円）、また世界銀行の統計によると国民１人当たりの所得が1,270米ドルということで、世界の中でも豊かな国とは言えず、未だ発展途上にある。そこで、JICAの対ミャンマー経済協力は、これらの産業基盤の基礎の整備と日系企業を含む外国企業の進出を通じて国民の雇用創出と生活水準の改善に貢献することを目指すものである。また、中国電力投資集団が、イワラジ川上流で計画していた７つの水力発電ダムのうち、ミッソンダムが環境破壊と住民の反対により2011年９月に建設凍結に追い込まれているのに対して、JICAのODA事業においては、ティラワSEZ開発の影響を受ける住民（プロジェクトサイトからの移転を含む）とミャンマー政府間の対話を促進するなど環境社会配慮に十分配慮した開発の実施のための調整を行うなど、経済と環境・社会の双方に配慮した、真の意味での国民のための開発に寄与する援助が行われている。

また、ミャンマーは、７つの地域（Region）と７つの州（State）に分けられて統治されている。人口のうち、ビルマ族が半数超を占め、シャン族、カレン族等がこれに続く。７つの地域には主としてビルマ族が居住するが、７つの州には少数民族が多く居住する。政府と少数民族との間には紛争が続くところもあり、また中国、タイ等他国との国境においては、停戦合意や、事実上の停戦が行われている地点が多いが、散発的な紛争が発生している地点もあり、不安定要素も存在する。他方、東は中国雲南省、西はインドのナガランド州に囲まれたかつての「辺境」と呼ばれたミャンマー北部地域が、いわゆるビルマ・ハイウェイの構想の下で経済的な活況を呈しつつあるとのことである。それらについて詳細な事実関係が記載された、元国連事務総長のウ・タント氏の孫にあたる歴史家のタン・ミン・ウー氏の日本語訳された書籍（「ビルマ・ハイウェイ-中国とインドをつなぐ十字路」）などのご紹介も頂いた。

JICAは、軍政下においても人道支援などを通じミャンマー政府との交流を継続していたが、2011年３月にテイン・セイン前大統領の就任により大統領制、共和制の下で民主化が進められ、市場経済が導入される中で、2013年に円借款を再開するなどミャンマー向け支援を大幅に増やし、日緬のさらなる関係強化の基礎を支えてきた。その後、昨年11月の総選挙でアウン・サン・スー・チー氏が率いる国民民主連盟（NLD）が選挙で圧勝したことに伴い政権交代が起こったが、政権を支える官僚であるミャンマー政府のテクノクラートは、NLDの下でも継続して国政を担うことが期待され、JICAの留学支援や研修制度で訪日経験のある親日派も少なからず活躍しているなど、これまでJICAのODA事業を通じて築かれた日緬の良好な関係は今後も維持されることが予想されている。

ミャンマーの国民は、世界の中でもGDP比において、約90パーセントの国民から信仰を集める仏教の寺院に対して、その貧富に拘らず、最も寄進、寄付等を行う極めて信心深い国民であるとのことである。また、中澤慶一郎所長によれば、ミャンマーでは、誤って財布を落としても戻って来る、日本と並ぶ世界の中でもモラルの高い国民であるとのお話は大変強く印象に残っている。さらに、JICAのODA事業による貢献等が高く評価され、ミャンマーの国民の中で最も信頼される外国として日本を挙げる人が多い。その後の科学技術省と最高裁判所とのWS等を通じて、多くのミャンマー関係者と接する中で、信心深く、誠実で、親日の国民性を強く感じ、JICAの法整備支援事業その他のODA事業の中で築かれた日緬の信頼関係に、我々民間法曹も微力ながら貢献すべきという思いを新たにしたところである。

⑶　ミャンマー進出企業の視点より（弁護士三尾美枝子）

２月８日、スーレー・シャングリラ・ヤンゴン（ホテル）において、現地の実情をお聞きすべく在ミャンマー日本大使館の方や現地進出企業の方々との懇談会を開催した。

日本大使館からは本訪問の外交ルートでの調整にご尽力を賜った西澤聡二等書記官及び藤川雅大大使館員並びにJETROヤンゴンオフィスの山岡寛和所長様にご出席いただいた。

冒頭、山岡様及び宮川美津子訪問団長からごあいさつをいただき、ミャンマービール[1]で乾杯した後、懇親会は和やかな雰囲気で始まった。

現在ミャンマーは世界各国から注目を浴びている国[2]であるが、ミャンマー進出企業のみなさんは、それぞれ所属する日本企業のASEAN市場開拓の任務を背負ってミャンマーに滞在されていて、苦労の中にも大きなやりがいを感じておられる様子であった。

例えば、ある企業の現地オフィスの方は、日本では経済や市場自体に停滞感を感じていた、ミャンマーでは自分たちがこれから開拓していけるという大きな手ごたえがあると述べておられた。また、アジアの他の地域に比べて、ミャンマー人の誠実な国民性や社会の安全性が高い点が、家族を伴って来ている身としては、非常にありがたい、また家族も現地に溶け込んでいると述べた方もおられた。

一方で、大都市部ではかなり改善されたとはいえ、いまだ電力や道路などのインフラの整備

1　キリンホールディングス（HD）が、平成27年（2015年）８月19日、ミャンマーのビール最大手「ミャンマー・ブルワリー」（MBL）を買収した。MBLに55%を出資していたシンガポールの飲料大手のフレイザー・アンド・ニーヴから、全保有株を同日付で買い取り、連結子会社化した。株式取得額は約697億円。

2　http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/2016_april_fdi_country_yearly_approved.pdf　参照

が未だ十分とはいえないこと、インターネットなどの情報通信もまだまだ浸透しておらず、不便であるといった話をされていた方もあり、ご苦労は尽きない様子であった。

さらには、現地の雇用については、一般的には人件費は安いが、マネジメントなどを任せられる本当に優秀な人材は少なく、その発掘が今後の課題であると述べられていた方もあった。

また、法制度全般が過渡期であることもあって、事業を行っていくうえでもよく分からないことが多いし、また、商標権や著作権等々の知的財産権について、現地ではそもそも権利であるとの認識が低いので、自社商品の海賊版や模倣品対策に追われているとの話も聞かれた。

最前線でミャンマーの進出企業を支えておられる方々の苦労は絶えない様子ではあったが、一方で、セミナー等の開催を通じてミャンマー進出企業間の交流の繋ぎ役としても機能している日本大使館やJETROの皆さん方からのサポートを受けつつ、発展途上ミャンマー市場を自らが開拓するんだという気概をもって、日々たくましく働いておられるといった印象を受けた。

そして、懇談会は、終始和気あいあいの中、滞りなく終了した。

第３章　総　括

１　ミャンマーの知財関連法案の概要と最新状況（熊谷健一教授）

２月以降、連邦議会における知財関連法案の審議等にも特段の進展が見られないため、ミャンマーにおける知財関連法案の検討の概要、特許庁（JPO）による協力及びミャンマー連邦最高裁（USC）に設けられた知的財産に関する司法制度のWGの活動を中心に紹介することとしたい。

ミャンマーにおいては、まだ知的財産法が整備されておらず、先月号の科学技術省（MOST）とのワークショップ報告でも触れられているように、知財関連法案の検討が2004年から行われているが、その理由としては、WTOの加盟国であるミャンマーは、後発開発途上国（LDC）[3]であるため、TRIPS協定の経過措置により、2006年１月１日がTRIPS協定の履行期限とされていたことが挙げられる。

ミャンマーの知財関連法案は、WIPOの専門家の助言を受けつつ、MOSTにおいて検討がなされ、第１次法案（2004年10月）、第２次法案（同年11月）、第３次法案（同年12月）、第４次法案（2005年１月）と作成され、第７次法案（同年３月）まで作成がされた。その後は、国内の政治事情に加え、TRIPS協定の履行期限がLDCからの延長要請に基づいて、2013年７月１日（現在は、2021年７月１日）まで延長することが決定された[4]こともあり、知財関連法案の検討がスピードダウンし、TRIPS協定の履行期限を睨みつつ、2010年以降に検討が再開されて、法案審査部署である連邦法務長官府（UAGO）による審査等を経て、連邦議会に上程されている[5]。

日本は、従来からミャンマーにおいて、多くのプロジェクトを積極的に行っているが、知的財

３　外務省によると、LDCは、国連開発計画委員会（CDP）が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された国とされている。３年に一度、LDCリストの見直しが行われているが、2012年に策定された基準に該当する国は、49ヵ国であり、ASEAN諸国では、カンボジア、ラオス、ミャンマーがLDCに該当している。

４　2005年11月に開催されたTRIPS理事会で決定された。その後、2011年12月に開催された第８回WTO閣僚会議でLDCの履行期限の再延長についてTRIPS理事会が十分な配慮をすることを求める政治的ガイダンスが採択され、2012年11月に開催されたTRIPS 理事会でLDCから期限延長を要請する提案文書が提出され、2013年６月に開催されたTRIPS理事会でLDCの履行期限を2021年７月１日まで延長することが決定されている。

産分野に関しては、2013年２月に、ミャンマー科学技術大臣及び同副大臣と日本国特許庁長官の会談が首都ネピドーにおいて行われ、ミャンマーにおける知的財産システムの構築に向けた両国間の協力が進展し、協力が本格的に行われることとなった。

そして、同年10月には、JPOに産学官からなる「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」（筆者が座長）が設置され、ミャンマーの知的財産法及び細則の制定、知的財産庁の組織や業務の確立等、具体的な知的財産制度の構築に関する提言をまとめ、ミャンマー政府に提示し、関係者との協議を行った。日本からなされた提言の多くは、現在の知財関連法案に反映されている。

現在、連邦議会に上程されている知財関連法案の概要は、以下のとおりである。なお、ミャンマーにおいては、連邦議会提出後に、連邦議会の法案委員会で法案の精査がなされる（憲法102条）ことになっており、法案は、修正される可能性があることに留意する必要がある。

〇特許法

① 特許を受けることができる者
- 発明者及び譲受人（共同発明については共同で出願）
- 職務発明についての報酬規定

② 特許要件
- 先願主義
- 発明の新規性・進歩性、産業上の利用可能性、不特許事由、実施可能要件、サポート要件等の規定あり

③ 審査手続
- 審査請求又は第三者の異議申立により実体審査を行う審査主義

④ 特許権
- 存続期間は、出願から20年
- 非商業的・個人的利用や試験研究等の例外規定
- 権利の移転、譲渡、許諾等の規定

⑤ その他
- 強制実施権や不服申立に関する規定
- 実用新案（方法や化学物質等を除外、存続期間は、出願から10年）

〇意匠法

① 意匠登録を受けることができる者
- 創作者及び承継人
- 共同創作及び職務創作に関する規定

② 登録要件
- 先願主義
- 部分意匠も登録可能
- 新規性、独自創作、技術的機能に基づくものでないこと、公序良俗等

③ 審査手続

5 以上は、ミャンマーの法制度整備支援の一環として、本年２月末から３月はじめに東京で行われた第６回本邦研修に参加したMOST（当時）のThein Lin氏の報告及び同氏への聞き取りによるものである。

・保護対象としての適格性、公序良俗のみの審査
・その他の要件は、公開後に異議申立により審査
④　意匠権
・存続期間は登録日から５年（登録日から15年まで延長可能）
⑤　その他
・ロカルノ意匠分類に基づく多意匠出願が可能
・ハーグ協定に関する言及あり

○商標法
①　登録要件
・商標（trademark）、サービスマーク、団体標章、証明標章、地理的表示、周知標章、シリーズ商標、商号等の定義規定
・絶対的拒絶理由（識別性、国旗の複製等）と相対的拒絶理由（他人の先願と同一･類似等）の規定
②　審査手続
・絶対的拒絶理由のみを審査
・相対的拒絶理由は、公開後に異議申立により審査
③　経過措置
・現行の登記法による標章の登録を有する者と商標登録出願人との調整規定
④　商標権
・存続期間は登録日から10年（10年毎の更新可能）
⑤　税関による水際規制
・税関による差止命令や引き渡し命令等の取締に関する規定
⑥　その他
・マドリッド協定議定書に関する言及あり

○著作権法
①　保護対象
・コンピュータプログラム及びデータベースも保護対象
・テキスタイルデザイン、伝統文化的表現およびフォークロア等も保護対象
②　保護期間
・創作の時に始まり、著作者の死後50年を原則。
③　著作権及び人格権
・貸与権の規定
・実演家人格権の規定
④　権利の帰属
・職務著作の規定
⑤　権利制限
・視聴覚障害者の利用のための著作物の複製等に関する権利制限等
⑥　その他
・技術的保護手段の回避規制や権利管理情報の改変禁止規定
・任意の著作権の登録制度

⑦　著作権集中管理団体
・著作権利用許諾､著作権使用料の徴収のための著作権集中管理団体の規定
⑧　税関による水際規制
・税関による差止命令や引き渡し命令等の取締に関する規定

MOSTとJPOは、2014年８月に知的財産法案の策定支援、知的財産庁設立支援及び知的財産庁設立後の業務運営支援等の協力に関する文書に新たに署名し、それを受けて、MOSTが策定している知的財産法案や知的財産庁の業務運営に対する助言、特許・意匠・商標審査に関する研修等が継続して行われている。

そして、2015年３月には、上記文書に基づき、現地で直接、知的財産制度の整備支援を行うため、MOSTにJICA専門家として、JPOの上田真誠氏（特許審査官）が長期派遣され、知的財産法案に関する助言、知的財産庁の業務運営に関するノウハウの提供等、知的財産庁の業務を円滑に立ち上げるための支援が行われている。2015年９月に筆者がネピドーに訪問した際には、MOSTのスタッフをはじめ、USC、UAGO、税関、警察のスタッフも出席したワークショップが開催され、知的財産の重要性、知的財産に関する司法制度、知的財産分野の専門家の養成、知的財産法における不服申立、ミャンマーにおける司法制度と法曹専門家の養成、知的財産法における細則の検討等、多岐にわたるテーマで検討が行われた。

また、ミャンマーに対しては、JICAによりミャンマー法整備支援プロジェクトが行われており、このプロジェクトの一環として、知的財産に関する司法制度の構築、人材育成に向けた支援も行われており、2015年９月にUSCに知的財産に関する司法制度WGが設置され、JICA専門家との会合が頻繁に行われている。

2015年11月に筆者がネピドーに訪問した際には、WGのメンバーを中心としたUSCのスタッフとのワークショップが開催され、日本側から「知的財産制度の概要」（筆者とJICA専門家の上田さんの報告)、「日本の司法制度（法曹養成システムを含む)」（法務省法務総合研究所の野瀬さんの報告)、「日本の知的財産に関する紛争処理制度」及び「諸外国における知的財産に関する紛争処理制度」（筆者の報告）を行い、ミャンマー側からもUSCのMs.Tin Nwe Soe（ティ

---

6 「ミャンマーにおける知的財産に関する司法制度の確立のための基本方針」として、以下の項目についての意見交換が行われた。
○知的財産法施行まで＋施行後のアクションプランの作成
検討項目（課題）の洗い出し、到達目標（時期）の策定、優先順位の検討
○知的財産に関する司法制度全体のフレームワークの検討
情報収集・分析、裁判の審級、裁判所の管轄・手続言語、専門部・専門裁判所の設立
○人材育成システム
人材別・内容別研修の検討、行政機関・大学・外国との連携、研修の試行・実施
○刑事系訴訟実務の検討
審理プロセス・立証方法・執行方法等の検討、検察・警察・税関・知的財産庁との連携強化、国民・企業への啓発
○行政系訴訟実務の検討
行政（知的財産庁）と司法（裁判所）の役割の明確化、知的財産法における行政処分に関する不服申立の手続等の整備、訴訟手続に関する規定の整備
○民事系訴訟実務の検討
審理プロセス・立証方法・執行方法等の検討、争点（権利の有効性・侵害の有無・損害額の立証等）に関する実務の確立、知的財産庁・大学・外部機関との連携）

ン・ヌウェ・ソウ）から「ミャンマーにおける知的財産に関する紛争処理制度の確立について」の報告がなされ、「ミャンマーにおける知的財産に関する司法制度の確立のための基本方針」[6]に関する建設的な意見交換が行われた。

訪問団とUSCとのワークショップも、法整備支援プロジェクトの活動の一環として行われたが、参加された先生方のご尽力もありUSCのMs.Tin Nwe Soe（ティン・ヌウェ・ソウ）をはじめとするWGのメンバーやMOST（当時）のスタッフ等の参加者と活発かつ建設的な意見交換が行われたことは、先月号に紹介されているとおりである。

２　日本政府としての今後の取組みの方向性（熊谷健一教授）

前述したように、知的財産関連法案は、現在、連邦議会に上程されており、審議待ちの状況である。本年３月に行われたミャンマー政府の省庁再編により、MOSTが教育省（MOE）に吸収されたこともあり、MOEにおける知財関連法案の重要性（法案成立の優先順位）は未知数であり、知財関連法案に対するMOEの関心は必ずしも高くはないのではないかとの指摘もなされている。

しかしながら、ASEAN経済共同体（AEC）の実現を目指す行動計画のひとつとして策定された「ASEAN知的財産権行動計画2011－2015」[7]との関係もあり、2021年７月１日のTRIPS協定の履行期限までに知財関連法案を整備すればよいという状況であるわけではない。

「ASEAN知的財産権行動計画2011－2015」には、「ASEAN諸国の国際的な知的財産保護制度への参加」が含まれており、ASEAN加盟国が2015年までにマドリッド協定議定書、ハーグ協定のジュネーブ改正協定及び特許協力条約に加盟すること等を目標として掲げている（ハーグ協定のジュネーブ改正協定については、ASEAN諸国のうちの７か国を目標）。

このため、ミャンマーは、LDCに対するTRIPS協定の履行期限を待つことなく、上記行動計画に沿って、国内法の整備を早急に行い、国際的な知的財産制度へ参加する意思を示す必要があり、そのためにも知財関連法案の早期の成立が不可欠である。

本年２月末から３月はじめに東京で行われた本邦研修には、USC、UAGO、MOST、警察及び税関のスタッフが参加したが、これまでの検討結果を踏まえ、USCのMs.Tin Nwe Soe（ティン・ヌウェ・ソウ）からミャンマーにおける知的財産の司法制度に関する具体的提案（侵害訴訟の集中管轄、知的財産庁の処分に対する不服訴訟の高裁への出訴）がなされた。このような提案がなされたことは、法整備支援プロジェクトの成果であるとともに、訪問団とUSCとのワークショップの成果でもあるが、ミャンマー国内における知的財産制度の構築・整備に向けたモーメンタムが失われていないことを示すものである。

日本政府は、今後とも法整備支援プロジェクトを継続し、種々の活動を行っていく方針である。実際、JICAの専門家とUSCのWGは、現在も頻繁に意見交換を行っており、本年３月に筆者がネピドーを訪問した際も、「知的財産侵害における不法行為法と救済」、「裁判官と裁判所スタッフの研修」及び「知的財産紛争における刑事訴訟」をテーマにワークショップが開催され、WGのメンバーを中心としたUSCのスタッフとの意見交換が行われ、今後の検討計画、特に、

７　「ASEAN 知的財産権行動計画2011－2015」は、2011年8月にインドネシアで開催されたASEAN経済大臣会合において了承されたもので、「ASEAN諸国の国際的な知的財産保護制度への参加」以外にも、「迅速・的確・利用可能性の高い知的財産サービスを提供するバランスの取れた知的財産システムの構築」、「知的財産の創造・意識向上・活用の体系的な促進」、「国際的な知的財産コミュニティへの活発な参加及び各種機関との連携強化」、「各国の知的財産庁の人的・組織的な能力向上」等、多岐にわたるものである。

2016年度の活動計画の策定がなされた[8]。

日本国内においても、ミャンマー法整備支援プロジェクト知的財産裁判制度整備アドバイザリグループが設けられ、実務家、研究者、官庁も含めたオールジャパンの支援体制が整備され、三村量一先生及び小野寺良文先生がメンバーとして参加されている。

５月の再訪問については、伊原友己先生が別稿で詳細にご紹介されているため、詳述は避けることとしたいが、USCで開催された５日間のワークショップは、WGのメンバーをはじめとするUSCのスタッフに加え、Ms. Moe Moe Thwe（モー・モー・トゥエ）をはじめとするMOEのスタッフやUAGOのスタッフも参加し、活発かつ建設的な意見交換が行われた。

今回のワークショップは、これまでの法整備支援プロジェクトの集大成という側面に加え、今後の法整備支援プロジェクトの活動の礎という側面も有するものであったが、参加された小松陽一郎先生、三村量一先生、伊原友己先生、松井真一先生の人間味あふれる個性と豊富なご経験により、ワークショップは、ミャンマーの参加者からも高い評価を得た。

知財関連法の整備、知的財産庁・裁判所・関係行政機関（検察・税関・警察）における運用の確立等、ミャンマーの知的財産制度が機能するためには、日本政府による支援のみならず、実務家の先生方も含めたオールジャパンの体制での支援体制が不可欠であることは言うまでもないことである。

これからも、知財センター及び知財ネットの先生方に積極的なご対応をしていただくことを心からお願いさせていただきたい。また、弁護士登録をしていないにもかかわらず、知財ネットの会員としていただいたことに少しでもお応えするために、先生方とともに、ミャンマーにおける法整備支援をライフワークとさせていただくことができれば、存外の幸せである。

３　弁護士知財ネットとしての今後の取組み（弁護士小松陽一郎）

⑴　貴重な体験の積重ね

今回のミャンマー訪問は、知財ネット全体としては2014年11月のインドネシア訪問に次ぐものであり、オールジャパンでの取組みの１つとして、知財センターとの協働により、政府等の関係機関の法整備支援の一端を在野から担う、という崇高なミッションであった、と自負している。

本報告書には、実に多くの方が登場する。ミャンマー連邦最高裁、ヤンゴン管区東地方裁判所、法務長官府、科学技術省（現在のミャンマー教育省）、税関等ミャンマーの関係各位、法務省法務総合研究所（国際協力部）、JICA、JETRO等日本の関係各位、ミャンマー在住の日本大使館関係者等の各位、訪問団特別顧問の明治大学法科大学院熊谷健一教授、をはじめお力添えくださった全員に心より感謝申し上げる。

今回の訪問は、JICAの技術協力プロジェクト（法務省法務総合研究所〔国際協力部〕が国内受入機関等として協力）の一環とのことであり、平成25（2013）年７月30日からのミャンマ

８「知的財産侵害における不法行為法と救済」については、JICA専門家からの日本の不法行為についての報告、USCからのミャンマーの不法行為についての報告を受け、知的財産侵害事件における不法行為責任について、事例を交えながら議論が行われた。また、「裁判官と裁判所スタッフの研修」については、研修計画、研修教材の作成、研修の優先順位等について意見交換が行われた。さらに、「知的財産紛争における刑事訴訟」については、JICA専門家からの刑事事件における代表的な証拠、刑事罰の判断基準等についての報告後、ミャンマーの証拠法と刑事事件の代表的な証拠との関係、知的財産侵害における刑事罰の判断基準等についての意見交換が行われた。

ーとのディスカッションミーティング（D/M）やワークショップ（WS）の７回目となるようである。

日本政府のきめ細やかな支援等の状況については、熊谷教授の論考を参照していただきたい。

海外の知財関連の法制度や実務について勉強できる機会はいろいろとあるが、ミャンマーのように、知的財産４法案（特許法・意匠法・商標法・著作権法）が連邦議会に上程され審議中であり、近い将来、法案が成立することが見込まれているという状況のなかで、「東南アジア最後のフロンティア」といわれているミャンマーにおいてどのようなシステムを構築することが「法の支配」として相応しいのかという、明治維新にタイムスリップしたような議論に参加することができたのは、誠に貴重な経験であった。

なお、今回の活動が、３月23日の衆議院法務委員会でも取り上げられたことはありがたかった。

⑵　ミャンマーへの想い

ミャンマーの法制度に関する調査資料等は種々あり、今回の訪問に際しては、これらの資料[9]も入手して準備した。

ワープショップに参加した結果、ミャンマーの民事訴訟制度も日本の弁論主義と極めて近似していること、しかし、証拠法が少し異なること、日本では当たり前の訴訟上の和解がミャンマーでは殆ど行われていないようであること、など制度の違いを知ったのも新鮮であった。

また、ミャンマーの文化・経済等についても少し勉強した（本誌３月号もご参照）。ミャンマーの人々は、「ASEANの重要なパートナー」、「最も信頼できる国」として日本を最初に挙げてくれていること、第２次世界大戦後の非常に厳しい食糧難の時代にいち早く日本に有利な条件で米を輸出してくれたこと、日本は大乗仏教がメインであるがミャンマーは上座仏教がメインであること、日本とは異なり片手が下を指している（触地印というらしい）お釈迦様が圧倒的に多い、財布をなくしても見つかる国、日本人の子供同様に蒙古斑が出ること、貧しくても人に施すという慣習があること、食事も日本人に馴染みやすい、等、我々日本人との共通性や見倣うべき点等が多々あることにも気づいた。根本敬「物語　ビルマの歴史」や、映画「ビルマの竪琴」、主役の水島上等兵を想起させる井本勝幸「ビルマのゼロ・ファイター」も参考になる。

お出会いした方々はみなさま誠実性に溢れ謙虚であられる、と感じたのは参加者の共通した感想ではないかと思う。

⑶　再度のミャンマー訪問等

私どもが訪問した同じ２月にミャンマー連邦最高裁判所等から14名の方が本邦研修に来日され、さらに、この５月には、２月訪問団のうち５名が再度、より実務的なワークショップのために、訪緬した。

その詳細については、伊原友己弁護士による別稿「日弁連知的財産センター・弁護士知財ネ

9　「ミャンマーにおける民商事関係等の紛争解決制度の実態」（www.moj.go.jp/content/001179166.pdf）、「ミャンマー 知的財産庁設立支援調査 ファイナルレポート」（www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/001025.pdf）、「ミャンマー 下位法令調査」（2015年７月　JETROバンコクオフィス 知的財産部）、等

ット合同ミャンマー公式訪問報告書（平成28年５月再訪問…連邦最高裁ワークショップ参加）」をご覧頂きたい。

知財ネットは、日弁連によって創設されて12年目を迎えた。現在約1000名の会員を擁し、外国人を含む国際チームのメンバーは50名近くになる。

国内の活動（「弁護士知財ネット」のHPをご参照）の一層の充実を目指すと共に、ASEAN関係では、本年11月に知財センターと共にシンガポールの訪問を計画するなど、さらに国際的な活動も活発に展開してゆきたい。

4　日弁連知財センターとしての今後の取組み（弁護士宮川美津子）

⑴　ミャンマーセミナー

今回の訪問計画は、ASEAN地域に注目が集まるなか、日弁連（知財センター）が、平成26年（2014年）２月に弁護士会館（クレオ）にて、特許庁の招きでミャンマーから日本に留学されていたモー・モー・トゥエ知的財産部長（当時は科学技術省で現在は教育省）や、従前より継続的にミャンマーの知的財産制度構築を支援してきていた特許庁から総務部長を招聘するなどして、ミャンマーの知的財産制度の法整備状況の紹介、日本の知的財産制度の浸透の可能性とその在り方について考える「ミャンマー知的財産セミナー」を開催したことが契機となって検討されることとなった。

最初の訪問動機は、正直にいえば、ミャンマーでは、まさに知財黎明期にあり、わが国に特許庁が創設された時代に思いを馳せて、ミャンマー知的財産庁の発足に立ち会う機会があれば有り難いというところから、平成27年の夏か秋頃を目処に訪問ができないものかと知財センター内で検討され始めた。ところが、その後、予想以上にミャンマーにおける知的財産法制の整備（国会の動き）がゆっくりと進んでいったこともあり、なかなか訪問のタイミングを見いだせず、そんな中で、さらにミャンマーの総選挙及び政権交代という、歴史的な政治の変革もあったため、より一層タイミングを図るのが困難となっていた。

かかる状況の我々を適切に導いて下さったのが特許庁ミャンマー特許庁「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」座長としてミャンマーにおける知的財産制度整備にご尽力されている明治大学教授の熊谷健一先生であった。熊谷先生がミャンマー訪問へ向けて、一歩を踏み出すタイミングや踏み出す方向を親身になってご教示下さったお蔭で我々の訪問が実現し得たと言っても過言ではない（ミャンマーの知財関係官庁が知財関連法案の施行後の実務運用について制度設計をされている時期であって、我々訪問団の知見と経験の共有化を図ることが先方において最も有益と思われる時期に訪問が実現した。）。知財センターを代表して熊谷先生に感謝を申し上げたい。また、そのご縁に繋がるミャンマー長期滞在のJICAチーフリーガルアドバイザー國井弘樹検事、JICAリーガルアドバイザーの小松健太弁護士及び坂野一生氏及び JICAアドバイザー（知的財産）上田真誠特許審査官はもとより、JETROシンガポールオフィスからご支援を頂いた五十棲毅知的財産部長、JETROバンコクオフィスからご支援頂いた高田元樹知的財産部長及び知的財産権専門家澤井容子弁理士、さらには在ミャンマー日本国大使館の西澤聡二等書記官及び藤川雅大大使館員らのご尽力にも謹んで御礼を申し上げる次第である。

皆様方のお力添えがなければ、今回のような大規模な訪問団によるミャンマー訪問は到底実現し得るものではなかったし、知財関係官庁・裁判所にて有意義な意見交換や表敬訪問も実施できなかった。また、ミャンマー最高裁とのワークショップでは、日本の知的財産高等裁判所を紹介する資料として、同高裁の英文パンフレットが大変役に立った。快く配布用パンフレットをご提供下さった最高裁行政局に感謝申し上げたい。

⑵　今後の展開

上記のとおり、多くの方々のご助力を得て、ようやくヤンゴン、ネピドーの土を踏むことができた我々訪問団を待っていたのは、知的財産法制の整備に明るい未来を託すかのように熱意と笑顔を持って誠実に取り組まれているミャンマーの知財関係省庁、裁判所の方々であり、またそれを我が事のように親身になってサポートをされているJICA専門家の方々であった。

実際にミャンマーを訪問してみて、我々は、我々の知的財産法制や訴訟実務に関する種々の知見や経験が、間違いなく、今の時期のミャンマーには役に立つこと、そしてミャンマーの実情に配慮した形で、できる限り、最短距離で無駄なくグローバル水準の知的財産法制が整備されることが、ミャンマーの国造り（産業の振興、貧困からの脱却等）に寄与するであろうことが確認できた。

また、今般（平成28年５月）、我が国の知的財産戦略本部から「知的財産推進計画2016」が発表された。同推進計画を構成する４つの柱の一つに「第4.知財システムの基盤整備」が掲げられており、そこで、知財紛争処理に関する情報公開・海外発信が施策として挙げられ、また法務省も知財紛争処理システム全体について他国の制度・実態の調査を行い、広く発信することとされている（同推進計画57頁参照）。そしてまた、我が国企業のグローバル事業展開支援の強化のため、新興国等への我が国知財システムの普及と浸透、新興国等における司法の知財人材の育成支援、海外知財庁との連携推進も謳われている（同61頁参照）ことは特筆に値する。

我が国の知財政策は、我々の目指すところと齟齬はない。弁護士も、法学者や法務省、経済産業省（特許庁）、国税庁（税関）、外務省等と密接に連携して、法曹の一翼を担う立場として「法の支配」の普及のため、ミャンマーの知的財産法制及び知財紛争処理に関する司法制度の整備及び円滑な運営に向けて、今後とも、かかる法整備支援を支える若手の弁護士を育成することも含めて、継続的に支援活動に協力して参りたい。そして、最後に付言すれば、今回の訪問で、国と国との関係も、実際は人と人との信頼関係のうえに成り立っているということが実感できたので、今回の訪問で繋いで頂いた絆を知財センターとしても、訪問団の個々人としても大切にしていきたいと思う。

以　上